

錦江町農業委員会 12月総会議事録

○ 開催日時 平成27年12月15日(金) 午後3時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第35号 農地法第3条許可申請について

議案第36号 農地法第4条許可申請について

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第38号 非農地証明願いについて

議案第39号 平成27年度利用状況調査に伴う非農地の判定について

議 長	<p>只今より平成27年12月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に17番 鳥越委員と18番 樋渡委員を指名いたしますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第35号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第35号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号20号の譲渡人はS・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字寺ノ上4, 868番1、地目は畑、地積は533㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はM・Yさん、K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>M・Yさんの経営状況は、世帯員3名、労働力3名、自作地5, 256㎡、小作地12, 785㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター2台、田植機、管理機、トラック、軽トラック各1台となっています。</p> <p>次の受付番号21号の譲渡人はS・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字寺ノ上4, 868番3、地目は畑、地積は1, 842㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はI・Tさん、K自治会在住の方です。</p>

	<p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>I・Tさんの経営状況は、世帯員5名、労働力2名、自作地8,808㎡、貸付地1,543㎡で、水稻、バレイショ、しきみを主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、管理機5台、耕運機、モア各2台、トラクター、田植機、軽トラック各1台となっています。</p> <p>受付番号20号、21号の担当調査員は、13番 徳永委員です。</p> <p>次の受付番号22号の譲渡人は、M・Yさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字新改田5,210番2、地目は畑、地積は444㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はA・Tさん、H自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>A・Tさんの経営状況は、世帯員4名、労働力2名、自作地3,804㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、耕転機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、15番 畠中委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号20号、21号について、13番 徳永委員をお願いいたします。</p>
<p>13番 徳永委員</p>	<p>説明します。この20、21号の物件は、2年前のあっせん事項に挙がった物件です。2年間いろいろとあちこち探したんですが話が付かずに、最終的にはそれぞれの土地の隣接地の方が購入することになりました。Mさん、Iさん、両名とも、特にMさんについては、自作地を含めて良く管理をされています。Iさんの方は、奥さんが中心になって農業を一生懸命されています。もちろんIさんも土、日には自作地の管理もしっかりされていますので、この売買については何ら問題は無いと思っております。因みに反の〇〇万円で話が付いております。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号22号について、15番 畠中委員をお願いいたします。</p>

15番 畠中委員	はい。受付番号22号について報告します。この土地は前からA・T君の親と近所の方が家庭菜園をしていた土地です。今回、Mさんから買ってくれと相談があり、売買が成立した案件です。譲受人のT君は親から経営移譲を受けて、田、畑ともに綺麗に耕運をされて、何ら問題は無いと思います。金額については全部で〇〇万円です。
議長	ありがとうございました。 ただいま、各担当調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第35号を採決します。 お諮りします。 議案第35号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがって、議案第35号 農地法第3条許可申請について、原案のとおり決定しました。
議長	次に「議案第36号 農地法第4条許可申請についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第36号について説明いたします。 受付番号2号につきましては、杉植栽のための転用申請となっています。 申請人はS・Tさん、S自治会在住の方です。 申請地は馬場字笹原4, 457番1、地目は田、地積は2, 451㎡となっています。 6頁から8頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。 この件の担当調査員は、19番 鈴委員です。 以上です。
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。受付番号2号について、19番 鈴委員をお願いします。

<p>19番 鈴 委員</p>	<p>説明をいたします。今この地図にもありますように、この申請地のすぐ隣にあるのが私の家でございます。田んぼ1枚離れたところでございますので、良く知っている訳でございますが、この申請地の周囲が上の方、それから右上、左上とも、迫みたいなところになっておりまして、今年まで田んぼが植わっておりまして、未だ田んぼです現在は、この周囲がずっと本人の山です。山になっています。本人名義の。そういうことで何ら問題はないと思います。終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。 ただいま、調査委員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第36号を採決します。 お諮りします。 議案第36号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第36号 農地法第4条許可申請については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に「議案第37号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 お諮りします。 会議資料のとおり、今回は251筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 それでは、議案第37号のうち、受付番号361号から366号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案第37号のうち、受付番号361号から366号までについて説明いたします。

まず、受付番号361号の貸し人はT・Kさん、T自治会在住の方です。

申請地は馬場字山之口ノ上2, 192番、地目は田、地積は879㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は40,000円となっています。

一方、借り人はT・Kさん、T自治会在住の方です。

T・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地5,541㎡、小作地4,327㎡で、水稻、バレイショ、ピーマンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機各1台となっています。

次の受付番号362号の貸し人はO・Tさん、S自治会在住の方です。

申請地は馬場字八木田501番1、地目は田、地積は2,284㎡のうち946㎡となっています。

貸付期間は、平成28年4月1日から平成38年3月31日までで、小作料金は35,000円となっています。

一方、借り人はA・Yさん、O自治会在住の方です。

A・Yさんの経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が4人で20日、自作地27,524㎡、小作地10,302㎡で、茶を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機各3台、トラクター、摘採機、防除機各1台となっています。

受付番号361号、362号の担当調査員は5番 平原委員です。

次の、受付番号363号の貸し人はN・Sさん、M町在住の方です。

申請地は田代川原字田代河5,917番1、地目は田、地積は2,061㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は10,000円となっています。

一方、借り人はM・Kさん、T自治会在住の方です。

M・Kさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者4名、自作地26,999㎡、小作地17,341㎡で、肉用牛、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、2tダンプ、モア、バインダー各1台となっています。

この件の担当調査員は7番 毛下委員です。

次の受付番号364号の貸し人はI・Tさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字地荒神下2, 354番、地目は田、地積は2, 890㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は120,000円となっています。

一方、借り人はI・Sさん、Y自治会在住の方です。

I・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地575㎡、小作地2, 890㎡で、インゲン、キヌサヤ、馬鈴薯を主体とした経営をされています。

農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、田植機各1台となっています。

次の受付番号365号の貸し人はI・Tさん、K市在住の方です。

申請地は馬場字地荒神下2, 356番、地目は田、地積は1, 503㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料金は30,000円となっています。

一方、借り人はI・Mさん、Y自治会在住の方です。

I・Mさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、自作地575㎡、小作地2, 890㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。

農業従事日数は160日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機、軽トラック、田植機各1台となっています。

次の受付番号366号の貸し人はU・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は神川字小長崎5, 005番1、地目は畑、地積は7, 639㎡のうち5, 157㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は50,000円となっています。

一方、借り人は(有)Mさん、F自治会に拠点を置く法人です。

(有)Mさんの経営状況は、農業従事者1名、雇用が5人で600日、自作地5, 138㎡、小作地18, 836㎡で、しきみを主体とした経営をされています。

農業機械の所有状況は、動噴3台、管理機、散布機、軽トラック、トラック各1台となっています。

受付番号364号から366号までの担当調査員は8番 寺田委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず、受付番号361号、362号について、5番 平原委員をお願いします。

<p>5 番 平原委員</p>	<p>報告いたします。</p> <p>361号は継続であります、T・Kさんは親子でピーマン、馬鈴薯、水稻を主体にやっておられます。いつも何回も出て来ておりますので問題は無いかと思えます。次の362号のAさんにつきましては、前の方がもう作らないということで、これは茶です。Aさんに作って欲しいということでした。Aさんにつきましても、今まで何回も出て来ておりますので問題は無いと思えます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号363号について、7番 毛下委員お願いします。</p>
<p>7 番 毛下委員</p>	<p>はい。M・KさんとN・Sさんは嫁の母ということで、もう農業が出来ないということでKさんが借りて飼料を植えたりしておられます。牛を沢山飼っておられますので、問題は無いかと思えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号364号から366号までについて、8番 寺田委員お願いします。</p>
<p>8 番 寺田委員</p>	<p>はい。ご報告申し上げます。</p> <p>364号のI・Sさんは、前Tをしていらっしゃったりして立派な方で、圃場もちゃんと整理されておまして、何ら問題は無いと思えます。少々高いようですけれども、これは前ハウスが建ってまして、その時の値段でそのままずっと更新しているというようなことです。</p> <p>次の365号のI・MさんはI・Sさんの息子さんで、現在勤めはされてるんですけども、ジャガイモ、米を一生懸命作っていらっしゃいまして、管理の方も綺麗にされておまして何ら問題は無いかと思えます。</p> <p>366号のMさんは良く出て来る訳ですけれども、この件も12月に切れていたんですけども、11月の総会に出す予定でしたけれども、Uさんの方がシキミを止めて、キノコ木を植えようかということで返してくれという問題がありまして、徳永委員に面倒をしてもらいまして、何とかMさんと契約をようやく結びつけたものでございます。Mさんに対しても、シキミを一生懸命やっちらっしゃいますし、問題は無いものと思えます。よろしくお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありました、質疑はありませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち、受付番号361号から366号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号のうち、受付番号361号から366号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第37号のうち、受付番号361号から366号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第37号のうち、受付番号367号から382号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第37号のうち、受付番号367号から382号までについて説明いたします。</p> <p>まず、受付番号367号の貸し人はI・Iさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字八木田534番1、地目は田、地積は2,900㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は60,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はH・Hさん、M自治会在住の方です。</p> <p>H・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が5人で300日、自作地11,018㎡、小作地38,087㎡で、水稻、バレイショを主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、管理機3台、コンバイン、田植機、トラクタ、ショベル各1台となっています。</p> <p>次に、少し飛びまして、382号について説明いたします。</p> <p>受付番号382号の貸し人はH・Iさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字木原ノ上1,970番1、地目は田、地積は3,001㎡のうち1,471㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料は70,000円となっています。</p> <p>一方、借り人は、N・Hさん、K自治会在住の方です。</p>

N・Hさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地51,223㎡、小作地1,471㎡で、茶、インゲンを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、トラック、管理機、防除機各1台となっています。

受付番号367号、382号の担当調査員は17番 鳥越委員です

次に受付番号368号の貸し人はF・Aさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字上田野首2,496番5、地目は田、地積は837㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は、I・Yさん、H自治会在住の方です。

I・Yさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、小作地17,341㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は330日で、農業機械の所有状況は、トラクター2台、タイヤショベル、ロールベイラー、ラッピングマシン、モア、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号369号の貸し人はK・Sさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字白井草2,564番3、地目は田、地積は1,479㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は、368号と同じI・Yさんです。

次の受付番号370号から372号までの貸し人はH・Rさん、N園在住の方です。

申請地は370号が田代麓字上田野首2,488番1、地目は田、地積は2,315㎡、371号が田代麓字上田野首2,488番3、地目は田、地積は2,015㎡、372号が田代麓字上田野首2,488番4、地目は田、地積は841㎡で、3筆の合計は5,171㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は、368号と同じI・Yさんです。

次の受付番号373号の貸し人はH・Rさん、N園在住の方です。

申請地は田代麓字山宮2,437番、地目は田、地積は821㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は2,400円となっています。

一方、借り人は、T・Tさん、I自治会在住の方です。

T・Tさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、自作地6,639

m²、小作地10,072m²で、甘藷を主体とした経営をされています。
農業従事日数は200日で、農業機械の所有状況は、トラクター、ツル払い機、
畝立て機、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号374号の貸し人はK・Kさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字小田2,538番、地目は田、地積は1,042m²となっ
ています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料
は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は373号と同じ、T・Tさんです。

次の受付番号375号の貸し人はT・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字小田2,534番、地目は田、地積は975m²となっ
ています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作
料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は373号と同じ、T・Tさんです。

次の受付番号376号の貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字山宮2,436番、地目は田、地積は598m²となっ
ています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作
料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は373号と同じ、T・Tさんです。

次の受付番号377号の貸し人はM・Kさん、O府在住の方です。

申請地は田代麓字小田2,537番、地目は田、地積は844m²となっ
ています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作
料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は373号と同じ、T・Tさんです。

次の受付番号378号の貸し人はO・Tさん、H自治会在住の方です。

申請地は田代麓字山宮2,431番5、地目は田、地積は791m²となっ
ています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作
料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人はK・Sさん、I自治会在住の方です。

K・Sさんの経営状況は、世帯員4名、農業従事者2名、小作地7,727m²
で、水稻を主体とした経営をされています。

農業従事日数は120日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号379号の貸し人はK・Sさん、K市在住の方です。

申請地は田代麓字山宮2, 433番、地目は田、地積は940㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は378号と同じK・Sさんです。

次の受付番号380号、381号の貸し人はT・Mさん、K市在住の方です。

申請地は380号が田代麓字山宮2, 434番1、地目は田、地積は918㎡、381号が田代麓字山宮2, 435番、地目は田、地積は954㎡で、2筆の合計は1,872㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成32年12月14日までで、小作料は10a当たり3,000円となっています。

一方、借り人は、378号と同じK・Sさんです。

受付番号368号から381号までの担当調査員は18番 樋渡委員です。

以上です。

議長

ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いします。

先ず受付番号367号と382号について、17番 鳥越委員をお願いします。

17番
鳥越委員

はい。367号のH・Hさんですけれども、これは継続の物件で。Hさんはバレイショ、それから水稻、ハウスで暖房インゲンというような農業をされていて、一生懸命されている方で何ら問題は無いかと思えます。

N・Hさんの382号の物件ですけれども、3,001㎡の内の1,471㎡ということで、半分はS自治会のMさんの方がハウスを建てられていて、あと半分をN・Hさんがハウスでインゲンを作られて、今までもずっと作られていて何ら問題は無いかと思えますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。

次に、受付番号368号から381号までについて、18番 樋渡委員をお願いします。

18番
樋渡委員

はい。報告いたします。

368号から372号。これも継続でありまして、Iさんは牛を主体として経営をなさっています。それと認定農家でもあり、それと農地も管理も良くやって

	<p>おられます。何ら問題は無いかと思います。</p> <p>次に373号から377号までのT・Tさん、これも継続であります。Tさんは甘藷を主体として頑張っております。圃場は畔払いとか、そういう管理は良くやっておられます。これもまた何ら問題は無いかと思います。</p> <p>378号から381号までのK・Sさんですが、この方は運送業をやっておられる方で、奥さんが農業に熱心で、水稻を主体として農業に従事しておられます。この方も圃場はしっかり管理されております。何ら問題は無いかと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
2 番 基 委員	自作地の0というのは、これは良いんですか。
事務局	これはかまいません。利用権ですので、所有権じゃないので。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち、受付番号367号から382号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号のうち、受付番号367号から382号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第37号のうち、受付番号367号から382号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで20番 本釜委員の退席を求めます。</p> <p>(本釜委員 退席)</p>

議 長	次に議案第37号のうち、受付番号383号を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	<p>それでは、議案第37号のうち、受付番号383号についてを説明いたします。</p> <p>受付番号383号の貸し人はI・Iさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字山ノ口下町1, 230番4、地目は田、地積は1,958㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年12月15日から平成37年12月14日までで、小作料金は40,000円となっています。</p> <p>一方、借り人はH・Tさん、S自治会在住の方です。</p> <p>H・Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が2人で50日、自作地17,814㎡、小作地8,763㎡で、茶、露地野菜、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は280日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック各2台、管理機、動噴、田植機、茶防除機各1台となっています。</p> <p>本件の担当調査員は17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>受付番号383号について、17番 鳥越委員をお願いします。</p>
17番 鳥越委員	はい。H・TさんはH・Yさんの旦那さんであり、お茶、露地野菜、露地野菜というのがスナップエンドウを主体とした農業をされていて、何ら問題は無いかと思しますので、よろしく願いいたします。
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち、受付番号383号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号のうち、受付番号383号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第37号のうち、受付番号383号は、原案のとおり決定しました。
議長	ここで20番 本釜委員の入室を求めます。 (本釜委員 入室)
議長	ここでしばらく休憩します。
議長	休憩前に引き続き会議を開きます。
議長	次に議案第37号のうち、受付番号384号から612号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第37号のうち、受付番号384号から612号までについて説明いたします。 受付番号384号から612号までについては、農地中間管理事業に係る案件となります。 お手元に、農用地利用配分計画案を配布してありますので、この農用地利用配分計画案で説明いたします。 先ず、左側の方から利用権設定の申請人、それから再配分要件、これにつきましては賃借料等です。それからその右側が再配分予定者ということになっております。それから一番右側に協力金該当欄ということで経営転換、耕作者集積となっております。地域集積の欄がございませんが、この2つの欄に記載のないものはほとんどが地域集積になっているところです。 「以下資料により説明」 以上です。
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、しばらく資料にお目通しください。
議長	よろしいでしょうか。何か質疑はありませんか。
12番 鍋 委員	この賃借料が発生しない相続予定がどうのと書いてありますが、10年間の設定をする訳ですよね。途中でどうかなった場合、機構との解約というか、集積のお金が出ている訳ですけども、そういうもの返済とかといのは出て来ないんで

	すか。
事務局	<p>地域集積は1年以上されれば大丈夫ですけれども、経営転換と耕作者集積金については、10年以内に貸し手の方が契約を解除しますとなれば、その交付金を貰っている金額は返さないといけないということになります。それから借り手の方の都合で、借り手は機構とするんですけれども、借り手の方が亡くなったりとか、経営できなくなったということで農地を返しますとなった場合は、又、機構は新しい次の耕作者を見つけなければいけないと。実質的には町が見つけられないんですけど、見つけてその10年間は貸し手の方からは借りるということになります。</p> <p>結局、機構と地権者と10年間の契約をします。所有権のある方が解約を申し出ない限りは返納は発生しないということになりますし、借り手は機構から借りていますので、機構と地権者の契約は継続されるんですね10年間。ですから借り手側の都合で返されても、地権者には返らないので返納は発生しないことになります。</p>
議長	他に質疑はありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第37号のうち、受付番号384号から612号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第37号のうち、受付番号384号から612号までは原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第37号のうち、受付番号384号から612号までは、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、「議案第38号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局	<p>それでは、「議案第38号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号17号の申請人は、M・Kさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は城元字中ノ迫2, 008番1、地籍は1, 177㎡、地目は台帳畑、現況は原野となっています。</p> <p>32頁、33頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、17番 鳥越委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、17番 鳥越委員、調査報告をお願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>12月8日に山中委員と事務局2人と現地を見てきました。現地の方が元々上之宇都の里畑で人の人家を通してその畑に行くと。もう管理機すら通らないような場所で、畑の方も竹が混雑したような状態で、もう非農地にしないとしょうがないのかなあというような感じでした。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第38号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第38号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第38号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、議案第39号 平成27年度利用状況調査に伴う非農地の判定についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第39号 平成27年度利用状況調査に伴う非農地の判定について説明いたします。</p>

	<p>本件につきましては、8月から農地の利用状況調査を実施して頂きましたが、その結果に基づきまして、総会で非農地の判定をして頂くものです。</p> <p>お手元に資料を配布してありますのでお目通しを頂きたいと思いますが、本年度は124筆、145,734㎡が挙がってきております。</p> <p>審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、しばらく資料にお目通しください。何か質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第39号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第39号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第39号 平成27年度利用状況調査に伴う非農地の判定については、原案のとおり決定することに決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成27年12月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

17番

18番

議事録調整者 窪 和人